

【重点分野－３】選択的夫婦別氏制度の早期実現に向けた連合の考え方

I. 主旨

選択的夫婦別氏制度実現に向けた論点となりつつある「子どもへの影響」「戸籍制度への影響」について、連合の考え方を示す。

II. 背景

1. 連合は「政策・制度 要求と提言」「重点政策」において、選択的夫婦別氏制度の早期導入を掲げてきた。また、1996 年に法制審議会が民法の一部を改正する法律案要綱を答申してから 30 年が経とうとしているが、この間一向に進展がない。
2. 連合が 2025 年 2 月に実施した「夫婦別姓に関する調査 2025」では、「夫婦は同氏でも別氏でも構わない。選択できる方がよい」が「夫婦は同氏がよい」を大きく上回った。また、20 代男性の 5 人に 1 人が「婚姻の際いずれか一方が名字(氏)を改めなければならないことが婚姻の妨げになる」と回答した。
3. 2024 年 10 月に国連女性差別撤廃委員会から選択的夫婦別氏制度導入を求める 4 度目の勧告が行われたことや、自民党総裁選、衆議院議員選挙の論戦などから、選択的夫婦別氏制度導入に向けた機運が高まっており、連合も「選択的夫婦別姓制度導入を求める請願」署名活動（第 17 回中央執行委員会確認／2025.2.20）に取り組んでいる。
4. 各政党のプロジェクトチームなどにおいて、選択的夫婦別氏制度に関するヒアリングや検討が行われており、連合もヒアリングを受けた。その際の質疑やマスコミ報道、国会質疑などを踏まえると、「子どもへの影響」「戸籍制度への影響」が論点として絞られてきていると考えられることから、連合としての考えを明らかにする必要があると考える。

III. 選択的夫婦別氏制度の早期実現に向けた連合の考え方

1. 自分の氏を名乗り続けられるかどうかは、個人の尊厳や人権に関わる重要な問題である。旧姓の通称使用拡大は、国際社会で通用しないだけでなく、人権尊重という要請に応えられない。2024 年 10 月の国連・女性差別撤廃委員会の 4 度目の勧告も踏まえ、ただちに導入すべきである。
2. 旧姓に法的根拠を与えればよいとの主張が一部にあるが「氏とは異なる呼称の概念を民法に導入する際の法的性質および氏との関係の捉え方など理論的に困難な新たな問題が生じるとの指摘を受けて採用されなかった（法務省 竹内民事局長、参議院法務委員会、2025 年 3 月 14 日）」経緯がある。
3. 子の氏を定める時期について、連合の「要求と提言」では「子の出生の際」、法制審議会答申は「夫婦が婚姻の際」に定めるとしている（別紙 1）が、それぞれ一長一短あるため、子が自らの意思による届出により父または母の氏に変更することを担保できれば、子の氏を定める時期については国会審議に委ね、選択的夫婦別氏制度の導入を優先する。

4. 民事行政審議会答申（1996 年）は、別氏夫婦、同氏夫婦いずれも同一の戸籍に在籍する（戸籍における「名」の「氏名」への変更を想定、別紙 2、3）としており、選択的夫婦別氏制度導入は、戸籍の機能に影響を与えるものではないと考える。なお、竹内民事局長は参議院法務委員会（2025 年 3 月 14 日）において「親族的身分関係を登録・公証し、その来歴を明らかにすることができるという戸籍の機能が変わるものではない」と答弁している。

以上の考え方にもとづき、法の早期成立に向けて、政党、連合出身議員政治懇談会、連合フォーラム議員への働きかけを行う。

【 別紙 】

別紙 1：平成 22 年に準備された改正法案（氏に関する部分）の骨子

別紙 2：現行法における戸籍記載例

別紙 3：法制審答申案の戸籍記載例

以 上

平成22年に準備された改正法案（氏に関する部分）の骨子

○ 民法（明治29年法律第89号）

第1 夫婦の氏

（現行法）

第750条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

（改正法案）

第750条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称する。

2 夫婦が各自の婚姻前の氏を称する旨の定めをするときは、夫婦は、婚姻の際に、夫又は妻の氏を子が称すべき氏として定めなければならない。

第2 子の氏

（現行法）

第790条 嫡出である子は、父母の氏を称する。ただし、子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏を称する。

2 （略）

（改正法案）

第790条 嫡出である子は、父母の氏（子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏）又は第750条第2項の子が称すべき氏を称する。

2 （同上）

第3 子の氏の変更

（現行法）

第791条 子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができる。

2 父又は母が氏を改めたことにより子が父母と氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に限り、前項の許可を得ないで、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父母の氏を称することができる。

3 子が15歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、前二項の行為をすることができる。

4 前三項の規定により氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から1年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、従前の氏に復することができる。

（改正法案）

第791条 子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、

戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができる。ただし、父母が氏を異にする夫婦であつて子が未成年である場合には、特別の事情があるときに限る。

2 父又は母が氏を改めたことにより子が父母の氏又は父若しくは母の氏と氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に限り、前項の規定にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父母の氏又はその父若しくは母の氏を称することができる。

3 子の出生後に婚姻をした父母が氏を異にする夫婦である場合において、子が第750条第2項の子が称すべき氏と異なる氏を称しているときは、子は、第1項の規定にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、同条第2項の子が称すべき氏を称することができる。ただし、父母の婚姻後に第1項の許可を得て氏を改めた子については、この限りでない。

4 子が15歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、前項の行為をすることができる。

5 前各項の規定により氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から1年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、従前の氏に復することができる。

第4 養子の氏

(現行法)

第810条 養子は、養親の氏を称する。ただし、婚姻によって氏を改めた者については、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、この限りでない。

(改正法案)

第810条 養子は、養親の氏（氏を異にする夫婦が共に養子をするときは、第750条第2項の子が称すべき氏）を称する。

2 氏を異にする夫婦の一方が配偶者の嫡出である子を養子とするときは、養子は、前項の規定にかかわらず、養親とその配偶者についての第750条第2項の子が称すべき氏を称する。

3 養子が婚姻によって氏を改めた者であるときは、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、前二項の規定を適用しない。

○ 戸籍法（昭和22年法律第224号）

第1 戸籍の編製

(現行法)

第6条 戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。ただし、日本人でない者（以下「外国人」という。）と婚姻をした者又は配偶者がいない者について新たに戸籍を編製するときは、その者及

びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。

(改正法案)

第6条 戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びその双方又は一方と氏を同じくする子ごとに、これを編製する。ただし、日本人でない者（以下「外国人」という。）と婚姻をした者又は配偶者がいない者について新たに戸籍を編製するときは、その者及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。

第2 氏名の記載順序

(現行法)

第14条 氏名を記載するには、左の順序による。

第一 夫婦が、夫の氏を称するときは夫、妻の氏を称するときは妻

第二 配偶者

第三 子

2, 3 (略)

(改正法案)

第14条 氏名を記載する順序は、次に掲げる順序による。

一 夫婦が、夫の氏を称するときは夫、妻の氏を称するときは妻、各自の婚姻前の氏を称するときは子が称すべき氏として定めた氏を称する者

二 配偶者

三 子

2, 3 (同上)

第3 子・養子の籍

(現行法)

第18条 父母の氏を称する子は、父母の戸籍に入る。

2, 3 (略)

(改正法案)

第18条 父母の氏を称する子又は婚姻中の父母の子（父母の離婚後に出生した嫡出子を含む。）でその一方の氏を称するものは、父母の戸籍（父母の離婚後に出生した嫡出子については、離婚の際における父母の戸籍）に入る。

2, 3 (同上)

第4 婚姻届

(現行法)

第74条 婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

- 一 夫婦が称する氏
- 二 その他法務省令で定める事項

(改正法案)

第74条 婚姻をしようとする者は、次の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

- 一 夫婦が称する氏
- 二 夫婦が各自の婚姻前の氏を称する旨の定めをするときは、子が称すべき氏
- 三 その他法務省令で定める事項

(1の1)		全部事項証明
本籍 氏名	東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野 義太郎	
戸籍事項 戸籍編製	【編製日】令和4年1月10日	
戸籍に記録されている者	【名】義太郎 【生年月日】平成7年6月21日 【配偶者区分】夫 【父】甲野幸雄 【母】甲野松子 【続柄】長男	
身分事項 出生	【生年月日】平成7年6月21日 【生生地】東京都千代田区 【届出日】平成7年6月25日 【届出人】父	
婚姻	【婚姻日】令和4年1月10日 【配偶者氏名】乙野梅子 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野幸雄	
戸籍に記録されている者	【名】梅子 【生年月日】平成8年1月8日 【配偶者区分】妻 【父】乙野忠治 【母】乙野春子 【続柄】長女	
身分事項 出生	【出生日】平成8年1月8日 【出生地】京都市北区 【届出日】平成8年1月10日 【届出人】父	
婚姻	【婚姻日】令和4年1月10日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【従前戸籍】京都市北区小山初音町18番地 乙野忠治	
戸籍に記録されている者	【名】信子 【生年月日】令和4年8月8日 【父】甲野義太郎 【母】甲野梅子 【続柄】長女	
身分事項 出生	【出生日】令和4年8月8日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】令和4年8月14日 【届出人】父	

【別氏夫婦の戸籍】

(2の1) 全部事項証明

本 籍 氏 名	東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野 義太郎
戸籍事項 戸籍編製	【編製日】平成14年6月10日
戸籍に記載されている者	【氏名】甲野 義太郎 【生年月日】昭和46年6月21日 【配偶者区分】夫 【父】甲野幸雄 【母】甲野松子 【続柄】長男
身分事項 出 生	【出生日】昭和46年6月21日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】昭和46年6月25日 【届出人】父
婚 姻	【婚姻日】平成14年6月10日 【配偶者氏名】乙野梅子 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野幸雄
戸籍に記載されている者	【氏名】乙野 梅子 【生年月日】昭和47年1月8日 【配偶者区分】妻 【父】乙野忠治 【母】乙野春子 【続柄】長女
身分事項 出 生	【出生日】昭和47年1月8日 【出生地】京都市上京区 【届出日】昭和47年1月10日 【届出人】父
婚 姻	【婚姻日】平成14年6月10日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙野忠治

戸籍に記載されている者	【氏名】 甲野 啓太郎 【生年月日】 平成16年2月3日 【父】 甲野義太郎 【母】 乙野梅子 【続柄】 長男
身分事項 出生	【出生日】 平成16年2月3日 【出生地】 東京都千代田区 【届出日】 平成16年2月7日 【届出人】 父
	以下余白